平成２３年（フ）第６４５号
神戸市東灘区住吉本町２丁目５番14号、従前の住所神戸市東灘区御影郡家１丁目３番18号
債務者　大上　惠三
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友廣　隆宣
4　破産債権の届出期間　平成23年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月24日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５３号
神戸市西区玉津町今津198番地の14
債務者　西神美装トーカイこと　東海　　廣
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　真
4　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第４４７号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目11番11号
債務者　惠島　敏夫
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　信也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７号
兵庫県淡路市岩屋3601番地２
債務者　西田　賢一
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月29日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第４３５号
仙台市太白区佐保山５番１号
債務者　鎌田　保之
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥山　　梢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月30日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４６０号
仙台市青葉区水の森２丁目10番27号
債務者　海老名修平
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上林　　佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４６１号
仙台市青葉区水の森２丁目10番27号
債務者　海老名よね子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上林　　佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
東京都青梅市新町８―10―８、従前の住所宮城県大崎市鳴子温泉字古戸前84番地１
債務者　佐々木達也
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　開発　健次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第５６０号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地61棟903号
債務者　弓削　佳広（旧姓団）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９０号
大阪府泉南市信達大苗代62泉南一丘団地42棟105号、住民票上の住所和歌山県岩出市金池76番地702号
債務者　稲次今日子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１３７２号
大阪府東大阪市稲田本町２丁目３番38号
債務者　早瀬　邦夫
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今村　昭悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１５号
兵庫県西宮市石刎町14番17号102号、前住所兵庫県西宮市苦楽園一番町１番６号
債務者　鈴木　顯幸
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　朋美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１８５号
函館市美原３丁目11番11―305号
債務者　坂本　敦子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第７８号
新潟県長岡市浦6439番地15
債務者　平沢　敏浩
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
新潟県長岡市四郎丸１丁目４番18号
債務者　高橋　綾子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
新潟県十日町市卯1144番地１
債務者　佐藤　則子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
新潟県長岡市与板町山沢585番地４
債務者　早川　正治
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係